

平成 28 年度 第 2 回健康福祉審議会 議事録

日 時：平成 29 年 3 月 22 日（水） 13：30～15：00

場 所：市民会館 3 階 大ホール

出席者：別紙のとおり

委員定数の過半数に達しているので会議は成立していることを報告する。

開会の挨拶

高川部長：挨拶

上出会長：挨拶

3. 議 題

分科会は、審議のみ記載する。

審議事項

I 健康福祉審議会における平成 28 年度の活動報告及び平成 29 年度の活動計画について

《平成 28 年度の活動報告について》

(1) 「地域見守り支えあいネットワーク」の充実と促進

① 避難行動要支援者の登録数

地域の支援者（民生児童委員や町内会など）が「避難行動要支援者名簿」を活用し、要支援者をあらかじめ把握するなど、地域の互助共助に取り組んでいる。

平成 29 年 3 月 1 日現在の名簿登録者数は、2,984 人であり、名簿の登録にあたっては、主に民生児童委員が日々の見守り活動の中で、必要な方に制度説明、登録勧奨を行っている。協力をいただきながら進めていきたいと考えている。

② 地域支援者との名簿の共有状況

資料のとおり、民生児童委員、区長などの地域支援者と名簿を共有している。民生委員、区長、消防に提供し、情報共有に活用している。今年度から市内 17 の地区社会福祉協議会と個人情報の取扱いに関する協定を結びながら名簿の提供を行い、地域支援者の輪を広げている。

③ ゆるやかな見守り事業

市内の民間企業が営業活動の中で高齢者等の異変に気づいた時に、市に連絡することで早期発見につなげる「ゆるやかな見守り事業」を行っている。

平成28年度の協力事業者は16団体〔35事業所〕、従業員の方は420名である。この事業は県でも取り組んでおり、県と市の両面から事業者に働きかけを行っている。

④ 安心メール事業

要支援者が徘徊などで所在不明になった場合、家族からの依頼を受け、服装や特徴などをあらかじめ登録のあるメールアドレスに情報配信し、地域住民などからの情報提供により早期発見を目指すものである。現在、メール受信登録件数は232件、メール配信した件数は7件である。

登録件数は、232件と少ない状況であるが、広報かが、市ホームページへの掲載、介護事業所連絡会、ケアマネ連絡会、自立支援事業所（障がい）にて説明・周知しており、今後登録件数を増やす工夫をしていく。

メール配信した7件については、発見された方4件、発見されていない方は3件である。

⑤ 福祉避難所の充足と災害時の迅速な設置・運営

災害発生時に特別な配慮が必要な人を受け入れる福祉避難所については、災害時における福祉避難所の開設に関する協定を福祉や医療関係の事業所67箇所と締結し、災害時に備えている。これは近隣他市と比べても多い状況である。

しかしながら、大災害により福祉避難所自体が被害を受ける場合や、市内全域で被害が発生した場合には、避難所が不足する恐れもあることから、大災害の発生時には、近隣他市とも互いに連携していく必要があると考えている。

⑥ 地域の互助共助による防災体制を促進

「見守り座談会」を開催している。

見守り活動の理解や災害時避難支援の検討など、民生児童委員、区長、地区社協、福祉協力員などに参加いただき見守り座談会を各地区で開催している。40回開催を行った。

地域見守り支えあいネットワークにかかる訓練ということで、加賀市総合防災訓練と併せて名簿を活用した要支援者の把握、安否確認等を、町内会等と行い、避難支援に備えることとした。

(2) 生活困窮者支援体制の整備

① 行政、社会福祉協議会、ハローワーク等による支援体制と情報の共有

支援調整会議の開催や国県での会議、説明会に参加し情報の把握や共有を行っている。

② 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮からの早期脱却

生活保護に至らない生活困窮者（世帯）（失業者等を含む）に対して、必要に応じてプラン作成し、ハローワーク等と連携することにより、一般就労に結びつけ生活困窮からの脱却を支援する。相談によりプランの作成45件、一般就労30名につながっている。

事業の体制については現在、社協に委託しているが、相談支援員を生活支援係に1名、社協にも主任相談員を1名配置し、2名体制で行っている。

生活支援係の窓口相談には生活支援係の職員も協力して面談等を行っており、相談件数は社協・生活支援係を合わせたの延べでの数字である。プラン作成は毎月の支援調整会議でど

のような支援が必要か協議し、本人の同意を得て作成している。就職者数は自立相談支援者（プラン作成者）から就職に至った数である。

今後も支援面談体制を充実させ、生活困窮からの脱却を目指していく。

③生活困窮世帯のこどもに対する学習支援（新規事業）

平成 28 年度から取り組んだ事業である。生活困窮世帯の子どもに対して、居場所の提供と学習に対する意識付け等の支援をすることにより、将来において高等学校を卒業出来るように支援することにより、貧困の連鎖が発生しないように取り組んでいる。

平成 28 年度（見込）の参加児童数 180 名は、困窮世帯の子どもだけではなく、参加された全ての人数であり、困窮者事業対象児童は 36 名である。

④生活困窮者就労準備支援（新規事業）

生活困窮者の中でも、直接一般就労に結びつけることが困難な者を対象に生活面等において、その準備が必要な者に対する支援を行い最終的には、一般就労へ結びつけるための支援を実施している。まだ数字的にはあまり表れてはいないが、一般就労に 1 件つながっている。

（3）地域における生活支援体制の促進

① 民生児童委員、福祉協力員等との協力体制の強化

民生児童委員（主任児童委員）の任期満了に伴う一斉改選については、平成 28 年 11 月 30 日をもって 196 名の全委員が 3 年間の任期満了を迎えるため、市内各地区から委員候補者の推薦をいただき、12 月 1 日付けで新たな任期が委嘱された。

今回の一斉改選に併せ、委員負担が増加している作見地区、動橋分校地区にそれぞれ 1 名ずつ増員し体制を強化した。改選後は、民生児童委員 180 名、主任児童委員 18 名、合計で 198 名の体制となった。

市広報とホームページおよび市社協広報「あいあい」に民生児童委員活動を掲載し、活動の周知を図った。

② ボランティア体験など福祉人材の育成事業の継続

若い世代のうちから福祉意識に関心をもってもらうため、小中学校において「やさしいまちづくり教室」を開催。車椅子、手話、点字等の体験を通じて障がい者理解を深めている。

今年度は、「やさしいまちづくり教室」26 回開催し、ボランティア活動に関する啓発のため、「ボランティアだより」を年 3 回発行した。

（4）成年後見制度の相談体制の促進

「かが成年後見センターほっこり」での成年後見に関する幅広い相談対応と周知活動への支援を行っている。

① 成年後見センター相談支援

相談件数は、延べ 910 件、申立は 8 件となっている。

平成 25 年度に社協がセンター開設。市は権利擁護事業としてセンターを支援している。

②成年後見に関するPR活動

高齢者が集まる場（いきいきサロン等）向けに成年後見のPR活動、市民の権利擁護意識の向上と地域のつながりの構築に向けて出前講座を行っている。

【平成29年度活動計画について】

〔重点事業〕

（1）「地域見守り支えあいネットワーク」の充実と促進

①支援者の把握と地域における支援体制

町内会との「避難行動要支援者名簿」共有と新区長に対する制度説明会を開催する。また、民生児童委員には引き続き、名簿を活用した見守り活動及び新規対象者の把握・登録勧奨について依頼を行う。

「見守り座談会」については、地区社会福祉協議会、区長、民生児童委員、福祉協力員などのほか、防災関係者や福祉事業所などを含めるなど充実を図る。

消費者トラブルについては、高齢者等を中心に消費者トラブルが増加しており、内容も深刻・悪質化していることから、相談体制の整備に加え、被害防止に向けた見守り活動の取り組みを進める。

②多様な手法による見守り支援体制

民間企業等と見守りに関する連携を行う「加賀市ゆるやかな見守り事業」の参加事業者を増やすことで、重層的な見守り体制を促進する。

また、「加賀市安心メール」の受信者を幅広く募集し、事業運用の推進を図る。

（2）生活困窮者および若者就労支援の取組み

①「くらし就労サポート室」について

4月より、地域福祉課内に、新たに「くらし就労サポート室」を設置し、様々な要因で自立・就労面の課題を抱える若者や生活困窮者等への支援を強化するため、企業等と連携した就労実地研修や企業とのマッチング等を行い、生活困窮者等の自立を促す。

②生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮からの早期脱却

資料修正すること。平成29年度目標件数は、28年度の実績を基に設定させていただいた。相談件数300件、プラン作成50件、35件を一般就労に結び付けたい。

生活困窮世帯の子どもに対する学習支援、生活困窮者就労準備支援においてもより多くの参加や就労につながるようにして行きたいと思っている。

（2）地域における生活支援体制の促進

①ボランティアの啓発活動と活動支援

「やさしいまちづくり教室」を開催し、ボランティアに関する普及啓発や体験活動などを引き続き実施する。

ボランティア保険の補助やボランティアセンターの活動支援についても市社会福祉協議会と協力して継続的に実施して行きたいと考えている。

「福祉こころまちプラン2015」の策定より2年がたち、計画の目標に向かって取り組ん

だ報告等を説明させていただいたが、あくまでも途中経過である。

次年度の審議会で、計画の達成状況の点検と評価についてお示しさせていただく。計画を取り巻く環境が変わって行く状況の中で、分野別計画の上位計画として、評価・点検を行い、地域福祉の課題など、地域の福祉向上の目標及び方向性等を検証して行きたいと考えている。

山本委員

熱い施策がふんだんに取り入れられており感謝する次第である。言葉で分かりにくい部分があり伺う。「民生児童委員」の表示であるが、正式名称での記載を依頼する。

2 ページの福祉避難所は、67 施設との協定締結を行っているとのことであるが、橋立地区の福祉避難所はどこなのか教えていただきたい。

平井次長

正式名は、「民生委員児童委員」である。

橋立地区の福祉避難所については、確認し会議終了までにお伝えする。

山本委員

4 ページに成年後見制度について掲載がある。どのような制度なのか教えていただきたい。

平井次長

知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないように 家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度が成年後見制度である。

裁判所への申立を行い審判が下りその資格が与えられる。後見人は、社会福祉協議会もそのひとつであり、司法書士も行っている。

山本委員

生活困窮者は、生活支援を受けている者とのちがいは。

平井次長

生活困窮者は、生活保護になる前の、保護にかからない方で将来的に保護になる可能性のある方、生活にゆとりがない方。若者についても引きこもり、仕事についていない方などであり、現在親の支援があれば経済的困窮がないにしても、親がいなくなれば将来困窮者になる。将来生活保護にならないための取組みという形になる。

沼田委員

1 ページ目の避難行動要支援者名簿の個人情報の取扱いについてであるが、個人情報保護法の改正が 2017 年度にあり、取扱いについて更に厳しくなる状況なので、名簿登録者の方が同意の上での情報共有であるのかということが 1 点、それから内容についてはどこまで踏み込んでいるのか。情報の共有は必須であると思われる。あと 1 点は、これだけの人数の情報を共有することは個人情報の守秘義務は、相当慎重に扱うことへの周知徹底が必要であ

ると感じた。

平井次長

名簿の登録は主に民生委員が日々の活動の中で必要と思われる方に制度説明を行い手挙げ方式で登録をしていただいている。その方々には、地域での情報共有について同意を取っている。個人情報について強く言うと支援する範囲が狭くなり、広くすると情報の保持が危ぶまれることになり、難しい面がある。いざというときのために、支援者を広く持ちたい。そのために協定を結ばせていただいている。来年度の法の動きについて把握してはいるが、協定の内容を改める必要があるのか検討して行きたい。

Ⅱ 各分科会における計画の評価及び平成 28 年度の施策について（資料 2～資料 5）

《高齢者分科会》

北七課長

資料 2 について説明

《障害者分科会》

堀口課長

資料 3 について説明

《こども分科会》

奥村課長

資料 4 について説明

沼田委員

質問ではなく、「すばらしい」と言葉を申し上げたい。「子育て応援ステーションかがっ子ネット」に関しては、包括的でワンストップ的なよいものを創り上げたと思っている。「おやこスマイリーネット」事業に関して、9 ページに「親と子の愛着形成を支援し、子どもの非認知的能力を高めます。」という言葉は、新規事業において他の自治体からこのような言葉はなさそうである。深くいろいろなことを考えられた文言であると感銘を受けている。

「保育園途中入園円滑受入事業」は、よい事業を創られたと思う。

奥村課長

子育てしやすい加賀市をよりいっそう進めて参りたいと考えている。

松下委員

「病児・病後児保育助成」は、以前は、動橋、山中でも行っていたが、現在は加賀市医療センターのみでの実施なのか。

それから、人数的な面で受容に対応できるのか。

奥村課長

現在、加賀市医療センター「病児・病後児保育室 かもっ子」において、病気になり保育園に通園できないお子さんを保育しており、1箇所での実施である。

定員は12名、インフルエンザなどが集中する時は、定員近くまでの利用人数となると聞いている。

今後は利用状況を伺いながら新たな整備が必要かということも検討していきたいと考えている。医療センターは、本市の中心部にあり市内どこからでも15分圏内であり、送迎、代行受診も行っており、利用状況を見ながら新たな施設についても検討していかなければならないと考えている。

《健康分科会》

小荒課長

資料5を説明

沼田委員

利用者支援事業（母子保健型）など、質の高いものを作り上げており、非常によい取組みをされている。また、利用者支援事業の「宿泊型」は、先進的である。

またプレゼンテーションにおいて、他の課も含め、「KAGA 健食健歩プロジェクト」は、わかりやすく、今後の展開を楽しみにしている。

次年度の計画の「自殺防止対策基本計画」においても今までの取組みが着実に積み上げられていると思っている。

小荒課長

「自殺防止対策基本計画」については、県の支援センターができることもあり、支援をお願いする。

山本委員

障害者分科会からの説明で、「手話言語条例」が制定されるとのことであるが、聞こえない方へのアピールとして「どうされましたか」の問いかけ、「こちらへ来てください」「筆談で行いましょう」この3つくらいをいろいろな方ができるようにすることからのスタートから行っていけば、より広まって行くと思う。このようなことから取り組んでいけばより効果が生み出せると思っている。

堀口課長

「手話言語条例」は、3月議会に上程し、明日承認をいただく予定である。

手話は、国の認定基準は、「手話通訳士」であり、課内に1名の職員配置があるが、技能は非常に難易度が高い。

また、県の認定基準では、「手話通訳者」であり、同じく1名の配置があり、同様に難易度が高い。山本委員ご発言のとおり、手話に対するご理解をいただくということに関しては、声かけ程度の手話を覚えていただくということに関して、昨年度小学校5校で3年生を対象に8回程度教室を実施させていただき、聴覚障害者だけでなく障がいに対する理解というこ

とで実際に聴覚に障がいをお持ちの方に講師をしていただき、小さい頃から理解、興味を持っていただく活動も実施させていただいている。

次年度に向けては、宿泊施設、接客のある企業の従業員にお集まりいただき、山本委員ご発言のような基本的手話の部分を覚えていただければと、手話に目を向けていただき、ご興味のある方は、次にステップアップするなど考えていきたい。

山村委員

自殺防止対策基本計画において、「相談窓口となる部署や関係機関との連携を図る」ということであるが、山中で事件があったが、部署や機関との連携においてよりいっそうの強化を行っていただきたい。

平井次長

山中の事件について概略を説明する。

15日（水）朝発見されたが、お二方とも、避難行動要支援者名簿に登録いただいた方であり、日頃から民生委員児童委員による見守りも行っていたとされており、13日（月）にも訪問されており、通常と変わりがない状況で、14日（火）の夜には、息子さんが伺ったときも変わりがなかった。想像ではあるが突発的な事であったのかと思われる。

見守りとしては対応ができていたと考えている。

【事務局からの連絡事項】

平井次長

議題1での山本委員からの質問の橋立地区の福祉避難所は、橋立町の「小規模多機能ホームはしたて」、深田町の「太陽の丘」、小塩町の「いらっせハマナス」の3箇所と協定を締結している。

審議会委員のうち分科会に属する委員の指名、および、各分科会委員の推薦についてであるが、本審議会や各分科会の委員は、3年を任期として平成30年3月までとなっている。

審議会条例では、審議会委員のうち分科会に属する委員については「会長が指名する」こと、またその他の分科会の委員については「会長の推薦に基づき、市長が委嘱する」ことが規定されている。

各種団体から推薦をいただいたそれぞれの委員につきましては、新年度に変更がある場合がある。

新年度に入り、審議会の開催前に、分科会が開催される可能性もありますので、現在の「審議会委員のうち分科会に属する委員」、あるいは、「各分科会の委員」に変更がある場合は、審議会での報告を待たずに、会長より「分科会に属する委員の指名」「分科会委員の推薦」をしていただきたいと考えている。

会長より指名・推薦をした委員につきましては、新年度の1回目の審議会の際に、ご報告させていただく。

終了